

第2四半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第2四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

株式会社マネーパートナーズグループ

(E03747)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【業務の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】	6
第3 【設備の状況】	8
第4 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
(1) 【株式の総数等】	9
【株式の総数】	9
【発行済株式】	9
(2) 【新株予約権等の状況】	9
(3) 【ライツプランの内容】	18
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	18
(5) 【大株主の状況】	18
(6) 【議決権の状況】	20
【発行済株式】	20
【自己株式等】	20
2 【株価の推移】	20
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	20
3 【役員の状況】	20
第5 【経理の状況】	21
1 【四半期連結財務諸表】	22
(1) 【四半期連結貸借対照表】	22
(2) 【四半期連結損益計算書】	24
【第2四半期連結累計期間】	24
【第2四半期連結会計期間】	25
(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	26
【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】	28

【簡便な会計処理】	31
【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】	31
【注記事項】	32
【事業の種類別セグメント情報】	33
【所在地別セグメント情報】	33
【海外売上高】	33
2 【その他】	39
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	40
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月13日

【四半期会計期間】 第5期第2四半期（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）

【会社名】 株式会社マネーパートナーズグループ
（旧会社名 株式会社マネーパートナーズ）

【英訳名】 MONEY PARTNERS GROUP CO., LTD.
（旧英訳名 MONEY PARTNERS CO., LTD）
（注）平成20年6月17日開催の第4回定時株主総会の決議により、平成20年10月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 奥山 泰全

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【電話番号】 （03）4540-3900（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 中西 典彦

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【電話番号】 （03）4540-3804

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 中西 典彦

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期 第2四半期 連結累計期間	第5期 第2四半期 連結会計期間	第4期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成20年 7月1日 至平成20年 9月30日	自平成20年 1月1日 至平成20年 3月31日
営業収益（百万円）	4,018	2,546	1,677
経常利益（百万円）	1,446	1,053	922
四半期（当期）純利益（百万円）	950	663	585
純資産額（百万円）	-	8,046	7,226
総資産額（百万円）	-	40,959	34,181
1株当たり純資産額（円）	-	25,258.49	22,741.34
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	2,987.11	2,082.90	1,843.76
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	2,844.40	1,995.68	1,755.27
自己資本比率（％）	-	19.6	21.1
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	4,808	-	870
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	903	-	221
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	177	-	654
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	-	6,835	3,107
従業員数（人）	-	80	74

（注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2．営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の特定子会社に該当することとなりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は被所 有割合(%)	関係内容
(連結子会社) マネーパートナーズ分割準備 株式会社 (注)	東京都港区	3,100	外国為替証拠金取 引事業	100	役員の兼任10名。 持株会社体制への移行に 伴う吸収分割承継会社 (注)

(注)平成20年10月1日付をもって、当社の営む全事業を吸収分割により承継するとともに、商号を株式会社マネーパートナーズに変更しております。なお、当該吸収分割の概要は、「第5 経理の状況」の「1 四半期連結財務諸表 注記事項 重要な後発事象」に記載のとおりであります。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	80
---------	----

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者(パートタイマー、派遣社員、アルバイトを含む。)については、期中平均人数が全体の10%未満であり、その重要性が低いため、記載を省略しております。
2. 従業員数が当第2四半期連結会計期間において14名増加したのは、欠員の補充並びに内部管理体制強化及びシステム子会社におけるシステム開発力強化のための増員によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	73
---------	----

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者(パートタイマー、派遣社員、アルバイトを含む。)については、期中平均人数が全体の10%未満であり、その重要性が低いため、記載を省略しております。
2. 従業員数が当第2四半期会計期間において11名増加したのは、欠員の補充並びに内部管理体制強化のための増員によるものであります。

第2【事業の状況】

1【業務の状況】

当年度は四半期報告制度の導入初年度であるため、また、前連結会計年度は決算期変更により3ヶ月決算となっているため、前年同期との比較分析は行っておりません。(以下「3 財政状態及び経営成績の分析」においても同じ。)

(1) 受入手数料の内訳

	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
委託手数料	-	-
外国為替取引手数料	0	-

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) トレーディング損益の内訳

	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
外国為替取引損益	2,511	-

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 金融収益の内訳

	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
受取利息	30	-

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) その他の営業収益の内訳

	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
システム運用関係収益	3	-

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(5) 外国為替取引売買の状況

区分	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
	金額	前年同期比(%)
米ドル/円 (百万ドル)	92,422	-
ユーロ/円 (百万ユーロ)	12,209	-
英ポンド/円 (百万ポンド)	10,354	-
豪ドル/円 (百万豪ドル)	38,327	-
ニュージーランドドル/円 (百万ニュージーランドドル)	4,313	-
スイスフラン/円 (百万スイスフラン)	281	-
カナダドル/円 (百万カナダドル)	516	-
南アフリカランド/円 (百万ランド)	3,224	-
英ポンド/米ドル (百万ポンド)	655	-
ユーロ/米ドル (百万ユーロ)	4,740	-

(注) 上記金額は、顧客との相対取引による通貨毎の取引高であります。

(6) 自己資本規制比率

		当第2四半期会計期間末 (平成20年9月30日) (百万円)
基本的項目計		8,081
補完的項目	その他有価証券評価差額金 (評価益)等	-
	金融商品取引責任準備金等	0
	一般貸倒引当金	6
	長期劣後債務	-
	短期劣後債務	-
計		6
控除資産		5,759
固定化されていない自己資本 + - (A)		2,327
リスク相当額	市場リスク相当額	28
	取引先リスク相当額	76
	基礎的リスク相当額	825
計 (B)		930
自己資本規制比率 (A) / (B) × 100		250.2%

(注) 1. 提出会社の自己資本規制比率を記載しております。

- 平成20年10月1日付吸収分割に備え、平成20年9月30日付で100%子会社であるマネーパートナーズ分割準備株式会社(平成20年10月1日付で株式会社マネーパートナーズに商号変更しております。)の増資20億円を受け入れたため控除資産が大幅に増加し、自己資本規制比率が低下しております。
- 提出会社は、平成20年10月1日をもって吸収分割によりマネーパートナーズ分割準備株式会社に外国為替証拠金取引事業を継承し、金融商品取引業を廃止しております。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間における我が国経済は、企業部門においては、原油をはじめとする素材価格の高騰による企業物価の上昇や欧米向け輸出の減少に伴う輸出の伸びの鈍化等により企業収益が減少しております。また、家計部門においては、雇用情勢が悪化しつつあるなか雇用者所得が伸び悩み、個人消費は弱い動きがみられます。先行きについても、世界経済が減速するなか、下向きの動きが続くとみられています。加えて、米国、欧州における金融危機の深刻化や景気の一層の下振れ懸念、株式、外国為替相場的大幅な変動などから、景気の状態がさらに厳しいものとなるリスクが存在する状態にあります。

外国為替市場においては、期首の米ドル/円相場は1ドル=106円台で取引が始まり、7月から8月にかけて1ドル=110円台の水準までゆるやかな円安ドル高傾向で推移し変動率も低調でありましたが、9月の米国における大手金融機関の破綻を背景として国際金融市場の動揺が高まるなか外国為替市場は荒い動きとなり、米ドル/円相場は一転して1ドル=103円台まで大きく円高方向に振れるなど変動率が高い状況となり、1ドル=106円台で期末を迎えております。

このような中、当社グループは、平成20年6月より楽天証券株式会社に対して開始した外国為替証拠金取引システムのホワイトラベル提供の安定稼働に努めてまいりました。本件ホワイトラベル提供は、外国為替証拠金取引システムの利用に係る契約を当社、当社の連結子会社である株式会社マネーパートナーズソリューションズ並びに楽天証券株式会社の三者間で締結するとともに、当社と楽天証券株式会社の間でカウンターパーティ業務に係る契約を締結して実施しております。これらの契約に基づく会計処理は、当社をカウンターパーティとする外国為替取引に係るトレーディング収益を当社の営業収益として全額計上した上で、当社から楽天証券株式会社に対して支払うべき外国為替取引に係る手数料を販売費・一般管理費に計上する方法によっております。

また、これまでの外国為替証拠金取引自体の商品性強化策に加え、顧客利便性の充実のために、8月11日から建玉必要証拠金の一部引き下げを実施したほか、9月29日からは自動音声による24時間リアルタイムレートのご案内を開始いたしました。

このほか、外国為替取引高の増加に対応し、データベースサーバやネットワーク等のインフラ設備の強化を行う一方、10月よりサービス開始の100通貨単位を最小取引単位とする新サービス「パートナーズFXnano」及びパートナーズFXnano専用取引アプリケーションシステム「FXFX」等のソフトウェア開発に取り組んでまいりました。

これらの結果、当第2四半期連結会計期間の外国為替取引高は1,670億通貨単位となり、当第2四半期連結会計期間末の顧客口座数は65,463口座、外国為替取引預り証拠金は27,463百万円となるなど顧客基盤は大きく拡大いたしました。

一方、当第2四半期連結会計期間において、外国為替証拠金取引のホワイトラベル提供による取引が本格化したことに伴い変動費が大幅に増加したことや、新規口座獲得のためのキャンペーンをはじめとする広告宣伝活動に注力した結果、販売費・一般管理費は1,468百万円と第1四半期連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に比べ大きく増加いたしました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間の営業収益は2,546百万円、営業利益は1,076百万円、経常利益は1,053百万円、四半期純利益は663百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動により4,113百万円増加、投資活動により255百万円減少、財務活動により5百万円減少いたしました。この結果、前四半期連結会計期間末に比べ3,852百万円の増加となり、当第2四半期連結会計期間末における資金の残高は6,835百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は4,113百万円となりました。これは、主に税金等調整前四半期純利益の計上1,046百万円のほか、短期差入保証金の減少1,995百万円をはじめとして外国為替取引関連の資産負債が差引2,849百万円の資金増加要因となったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は255百万円となりました。これは、主に取引高増加に備えてサーバやネットワーク関連ハードウェアをはじめとする有形固定資産を取得したことに伴う支出79百万円及び外国為替取引システムのデータベース強化や新機能追加のためにソフトウェアをはじめとする無形固定資産を取得したことに伴う支出169百万円等があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は5百万円となりました。これは、株式の発行に伴う収入5百万円があった一方、配当金の支払に伴う支出11百万円があったことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、外国為替取引システムについてオンライン取引フロントシステムをはじめとする新規機能の追加やデータベースの強化のためのソフトウェア投資を行ったほか、外国為替取引高の増加に備え取引サーバの強化のための器具備品の取得を行いました。その設備の状況は、次のとおりであります。

提出会社

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
			建物 (附属設備)	器具備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都港区)	全社共通	外国為替取引 システム	-	26	458	484	73

(注) 上記金額には消費税等を含めておりません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,080,000
計	1,080,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	318,540	318,900	大阪証券取引所 (ヘラクレス)	-
計	318,540	318,900	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成20年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づく新株予約権に関する事項は、以下のとおりであります。

(第1回)平成17年6月28日臨時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個) (注1)	49
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注1)	1,470 (注4、5)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	11,000 (注4、5)
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 11,000 資本組入額 5,500 (注4、5)
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数、並びに新株予約権の行使による新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、当社の株券が日本国内の証券取引所に上場され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができない。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。

新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができる（ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。）。

() 平成19年6月29日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができる。

() 平成20年6月29日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、そのすべてについて権利を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

新株予約権者は、新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければならない。

(2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く）。

新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。

新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。

当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

4. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付けで株式1株につき10株の株式分割を行っております。

5. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付けで株式1株につき3株の株式分割を行っております。

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個) (注1)	15
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注1)	450 (注4、5)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000 (注4、5)
新株予約権の行使期間	平成19年10月4日から 平成27年10月3日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000 (注4、5)
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数、並びに新株予約権の行使による新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、当社の株券が日本国内の証券取引所に上場され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができない。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。

新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができる(ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。)

- () 平成19年10月4日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができる。
- () 平成20年10月4日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、そのすべてについて権利を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

新株予約権者は、新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければならない。

- (2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権に係る義務を承継するときを除く)。

新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。

新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。

当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

4. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付けで株式1株につき10株の株式分割を行っております。
5. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付けで株式1株につき3株の株式分割を行っております。

(第3回) 平成17年10月3日及び平成18年2月13日臨時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)(注1)	45
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1)	1,350 (注4、5)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000 (注4、5)
新株予約権の行使期間	平成20年2月14日から 平成27年10月3日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000 (注4、5)
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数、並びに新株予約権の行使による新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。
- 新株予約権者は、当社の株券が日本国内の証券取引所に上場され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができない。
- 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。
- 新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができる(ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。)
- () 平成20年2月14日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができる。
- () 平成21年2月14日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、そのすべてについて権利を行使することができる。
- 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
- 新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

新株予約権者は、新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければならない。

(2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く）。

新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。

新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。

当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

4. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付けで株式1株につき10株の株式分割を行っております。
5. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付けで株式1株につき3株の株式分割を行っております。

(第4回) 平成18年4月28日臨時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個) (注1)	120
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注1)	3,600 (注4、5)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000 (注4、5)
新株予約権の行使期間	平成20年4月29日から 平成28年4月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000 (注4、5)
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数、並びに新株予約権の行使による新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、当社の株券が日本国内の証券取引所に上場され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができない。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。

新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができる（ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。）。

- () 平成20年4月29日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができる。
- () 平成21年4月29日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、そのすべてについて権利を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

新株予約権者は、新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければならない。

- (2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)。

新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。

新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。

当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

4. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付けで株式1株につき10株の株式分割を行っております。
5. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付けで株式1株につき3株の株式分割を行っております。

会社法に基づく新株予約権に関する事項は、以下のとおりであります。

(第5回) 平成18年8月17日臨時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	360
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,800 (注3、4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000 (注3、4)
新株予約権の行使期間	平成20年9月16日から 平成28年8月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000 (注3、4)
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、当社の株券が日本国内の証券取引所に上場され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができない。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

(2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く）。

新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。

新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。

当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

3. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付けで株式1株につき10株の株式分割を行っております。

4. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付けで株式1株につき3株の株式分割を行っております。

(第6回) 平成18年8月17日臨時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個) (注1)	118
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注1)	3,540 (注4、5)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000 (注4、5)
新株予約権の行使期間	平成20年10月14日から 平成28年8月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000 (注4、5)
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、当社の株券が日本国内の証券取引所に上場され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができない。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

(2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く）。

新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。

新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。

当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

4. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付けで株式1株につき10株の株式分割を行っております。

5. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付けで株式1株につき3株の株式分割を行っております。

(第7回) 平成18年8月17日臨時株主総会及び平成18年10月30日臨時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	600 (注3、4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000 (注3、4)
新株予約権の行使期間	平成20年10月31日から 平成28年8月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000 (注3、4)
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、当社の株券が日本国内の証券取引所に上場され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができない。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。
 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
 新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

- (2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。
 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く）。
 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。
 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。
 当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。
3. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付けで株式1株につき10株の株式分割を行っております。
4. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付けで株式1株につき3株の株式分割を行っております。

(第8回) 平成20年9月12日取締役会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	2,991
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,991
新株予約権の行使時の払込金額(円)	166,000
新株予約権の行使期間	平成22年9月30日から 平成26年9月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 166,000 資本組入額 83,000
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。
 新株予約権者は、権利行使時において当社又は当社子会社（以下総称して「当社グループ」という。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。
 ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社グループの取締役、監査役又は従業員でない場合であっても、当社グループの取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、当社グループ各社の就業規則に規定する会社都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することはできない。
 新株予約権者は、上記及びの規定に従い、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

- (2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。
 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。
 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。
 当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

- (3) 【ライツプランの内容】
 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日(注)	450	318,540	3	1,749	3	1,826

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
東短ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋室町四丁目5番1号	37,500	11.77
楽天ストラテジックパートナーズ株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	32,820	10.30
エイチエスピーシー ファンド サービシズ スパークス アセ ット マネジメント コーポレイ テッド (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	1 QUEEN'S ROAD CENTRAL HONG KONG H.K. (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	27,000	8.48
野村信託銀行株式会社 (投信口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	26,294	8.25
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	20,561	6.45
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	18,898	5.93
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	12,207	3.83
日興シティ信託銀行株式会社 (投信口)	東京都品川区東品川二丁目3番14号 シティグループセンター	10,481	3.29
ジャフコV2共有投資事業有限 責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 (株式会社ジャフコ内)	8,679	2.72
北辰不動産株式会社	東京都港区西麻布三丁目2番1号	6,270	1.97
計	-	200,710	63.01

(注) 1. フィデリティ投信株式会社から、平成20年9月9日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成20年9月2日現在で39,891株保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
 なお、フィデリティ投信株式会社の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー	39,891	12.53

2. スパークス・アセット・マネジメント株式会社及びSPARX International (Hong Kong) Limitedから、平成20年7月31日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成20年7月25日現在で合計36,279株保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、スパークス・アセット・マネジメント株式会社及びSPARX International (Hong Kong) Limitedの変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
スパークス・アセット・マネジメント株式会社	東京都品川区大崎一丁目11番2号 ゲートシティ大崎	36,279	11.41
SPARX International (Hong Kong) Limited	6th Floor, ICBC Tower, 3 Garden Road, Central, Hong Kong	0	0.00
計	-	36,279	11.41

3. 株式会社ジャフコから、平成20年4月28日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成20年4月23日現在で15,844株保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、株式会社ジャフコの変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ジャフコ	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	15,844	4.99

(6) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 318,540	318,540	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	318,540	-	-
総株主の議決権	-	318,540	-

(注) 「完全無議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全無議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	128,000	162,000	166,000	114,000	81,300	82,400
最低(円)	90,000	103,000	95,400	63,800	62,200	65,700

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役法務コンプライアンス部長	取締役法務部長	新井 美久	平成20年10月1日
取締役	取締役内部管理統括部長	平松 義史	平成20年10月1日
取締役C I O兼 I T 管理部長	取締役C I O	白水 克紀	平成20年10月1日
取締役C F O	取締役C F O兼経営企画部長	中西 典彦	平成20年10月1日

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）並びに同規則第61条及び第82条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	6,835	3,107
預託金	20,503	-
顧客分別金信託	1	-
外国為替取引顧客分別金信託	20,502	-
外国為替取引顧客分別金信託	-	16,769
トレーディング商品	8,981	-
デリバティブ取引	8,981	-
外国為替取引顧客差金	-	9,101
約定見返勘定	281	-
短期差入保証金	1,508	-
外国為替取引差入証拠金	1,508	-
外国為替取引差入証拠金	-	3,000
前払費用	75	58
未収入金	27	-
未収収益	69	-
外国為替取引未収収益	50	-
その他の未収収益	19	-
外国為替取引未収金	-	98
繰延税金資産	67	18
その他の流動資産	66	33
貸倒引当金	6	-
流動資産計	38,412	32,188
固定資産		
有形固定資産	265	209
建物	1 73	1 78
器具備品	1 192	1 131
無形固定資産	1,374	897
ソフトウェア	1,358	812
ソフトウェア仮勘定	9	80
商標権	6	4
投資その他の資産	907	886
投資有価証券	195	197
長期差入保証金	530	530
長期前払費用	117	103
繰延税金資産	40	32
その他	23	22
固定資産計	2,547	1,992
資産合計	40,959	34,181

(単位：百万円)

前連結会計年度末に係る
要約連結貸借対照表
(平成20年3月31日)当第2四半期連結会計期間末
(平成20年9月30日)

負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	243	-
デリバティブ取引	243	-
外国為替取引自己取引差金	-	15
約定見返勘定	1,496	-
預り金	12	-
受入保証金	27,463	-
外国為替取引預り証拠金	27,463	-
外国為替取引預り証拠金	-	24,061
短期借入金	250	250
前受収益	9	-
未払金	729	639
未払費用	2,006	125
外国為替取引未払費用	1,864	-
その他の未払費用	142	125
外国為替取引未払金	-	1,405
未払法人税等	572	219
賞与引当金	14	-
その他の流動負債	-	122
流動負債計	32,799	26,840
固定負債		
長期預り保証金	114	114
固定負債計	114	114
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	0	-
特別法上の準備金計	0	-
負債合計	32,913	26,955
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,749	1,741
資本剰余金	1,826	1,818
利益剰余金	4,470	3,666
株主資本合計	8,046	7,226
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等合計	0	0
新株予約権	0	-
純資産合計	8,046	7,226
負債・純資産合計	40,959	34,181

(2)【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
営業収益	
受入手数料	1
委託手数料	0
外国為替取引手数料	1
トレーディング損益	3,956
外国為替取引損益	3,956
金融収益	54
その他の営業収益	5
営業収益計	4,018
金融費用	1
純営業収益	4,016
販売費・一般管理費	
取引関係費	982
人件費	446
不動産関係費	528
事務費	343
減価償却費	138
租税公課	60
貸倒引当金繰入れ	6
その他	38
販売費・一般管理費計	2,545
営業利益	1,470
営業外収益	
受取賃貸料	57
その他	0
営業外収益計	57
営業外費用	
賃貸費用	57
株式交付費	21
その他	3
営業外費用計	81
経常利益	1,446
特別損失	
金融商品取引責任準備金繰入れ	0
固定資産除却損	6
特別損失計	6
税金等調整前四半期純利益	1,439
法人税、住民税及び事業税	546
法人税等調整額	57
法人税等合計	489
四半期純利益	950

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
営業収益	
受入手数料	0
外国為替取引手数料	0
トレーディング損益	2,511
外国為替取引損益	2,511
金融収益	30
その他の営業収益	3
営業収益計	2,546
金融費用	0
純営業収益	2,545
販売費・一般管理費	
取引関係費	635
人件費	230
不動産関係費	262
事務費	209
減価償却費	76
租税公課	33
貸倒引当金繰入れ	5
その他	16
販売費・一般管理費計	1,468
営業利益	1,076
営業外収益	
受取賃貸料	28
その他	0
営業外収益計	28
営業外費用	
賃貸費用	28
株式交付費	21
その他	2
営業外費用計	52
経常利益	1,053
特別損失	
金融商品取引責任準備金繰入れ	0
固定資産除却損	6
特別損失計	6
税金等調整前四半期純利益	1,046
法人税、住民税及び事業税	439
法人税等調整額	56
法人税等合計	383
四半期純利益	663

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	1,439
減価償却費	138
貸倒引当金の増減額(は減少)	6
賞与引当金の増減額(は減少)	14
金融商品取引責任準備金の増減額(は減少)	0
株式報酬費用	0
受取利息及び受取配当金	54
支払利息	1
株式交付費	21
投資事業組合運用損益(は益)	2
固定資産除却損	6
預託金の増減額(は増加)	3,734
トレーディング商品(資産)の増減額(は増加)	119
約定見返勘定(資産)の増減額(は増加)	281
短期差入保証金の増減額(は増加)	1,491
前払金の増減額(は増加)	1
前払費用の増減額(は増加)	17
未収入金の増減額(は増加)	6
未収収益の増減額(は増加)	4
その他の流動資産の増減額(は増加)	35
その他の固定資産の増減額(は増加)	5
トレーディング商品(負債)の増減額(は減少)	227
約定見返勘定(負債)の増減額(は減少)	1,431
預り金の増減額(は減少)	48
受入保証金の増減額(は減少)	3,402
未払金の増減額(は減少)	296
未払費用の増減額(は減少)	540
その他	10
小計	4,957
利息及び配当金の受取額	54
利息の支払額	1
法人税等の支払額	201
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,808
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	139
無形固定資産の取得による支出	744
長期前払費用の取得による支出	19
投資活動によるキャッシュ・フロー	903

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年9月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	15
配当金の支払額	192
財務活動によるキャッシュ・フロー	177
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	3,727
現金及び現金同等物の期首残高	3,107
現金及び現金同等物の四半期末残高	¹ 6,835

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 第1四半期連結会計期間より、マネーパートナーズ分割準備株式会社を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 2社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>

	<p>当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)</p>
	<p>(2) 顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理</p> <p>従来、顧客を相手方とする外国為替証拠金取引に係る評価損益を計上するにあたり、顧客を相手方とする未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損益を取引明細毎に算定した上で、これらを全て合算し損益を相殺して算出し、これと同額を連結貸借対照表上の外国為替取引顧客差金勘定に計上しておりました。</p> <p>第1四半期連結会計期間より有価証券関連業に該当する第一種金融商品取引業に該当することとなったことにより、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して四半期連結財務諸表を作成することといたしました。</p> <p>これに伴い、取引明細毎に算定した評価損益を顧客毎に相殺した上で、評価益相当額を四半期連結貸借対照表上のトレーディング商品(デリバティブ取引)勘定(資産)に、評価損相当額をトレーディング商品(デリバティブ取引)勘定(負債)にそれぞれ計上しております。</p> <p>これにより、従来の方法によった場合と比較して、トレーディング商品(デリバティブ取引)勘定(資産)及びトレーディング商品(デリバティブ取引)勘定(負債)がそれぞれ116百万円増加しております。なお、損益に与える影響はありません。</p>
<p>3. 表示方法の変更</p>	<p>第1四半期連結会計期間より有価証券関連業に該当する第一種金融商品取引業に該当することとなったことにより、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して四半期連結財務諸表を作成しております。この変更に伴う主な変更点は以下のとおりであります。</p> <p>四半期連結貸借対照表</p> <p>(1) 「預託金」を新たに区分した上で、従来の「外国為替取引顧客分別金信託」を「預託金」に属する科目として区分掲記しております。</p>

	<p>当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
	<p>(2) 新たに「トレーディング商品」及び「トレーディング商品」に属する科目として「デリバティブ取引」を区分した上で、従来の「外国為替取引顧客差金」及び「外国為替取引自己取引差金」を「デリバティブ取引」に含めて表示しております。</p> <p>(3) 新たに「約定見返勘定」(資産)及び「未収収益」並びに「未収収益」に属する科目として「外国為替取引未収収益」及び「その他の未収収益」を区分した上で、従来の「外国為替取引未収金」のうち、カウンターパーティ等に対する未収の決済差金については「約定見返勘定」(資産)に、顧客に対する未決済ポジションに係る未収スワップについては「外国為替取引未収収益」に、その他内容に応じて「未収入金」もしくは「その他の未収収益」に含めて表示しております。</p> <p>(4) 従来、流動資産の「その他の流動資産」に含めて表示していた「未収入金」を「その他の未収収益」に含めて表示しております。</p> <p>(5) 「短期差入保証金」を新たに区分した上で、従来の「外国為替取引差入証拠金」を「短期差入保証金」に属する科目として区分掲記しております。</p> <p>(6) 新たに「約定見返勘定」(負債)及び「未払費用」に属する科目として「外国為替取引未払費用」を区分した上で、従来の「外国為替取引未払金」のうち、カウンターパーティ等に対する未払の決済差金については「約定見返勘定」(負債)に、顧客に対する未決済ポジションに係る未払スワップについては「外国為替取引未払費用」に含めて表示しております。</p> <p>(7) 従来、流動負債の「その他の流動負債」に含めて表示していた「未払配当金」を「未払金」に含めて表示しております。</p> <p>(8) 新たに「未払費用」に属する科目として「その他の未払費用」を区分した上で、従来の「未払費用」を「その他の未払費用」に含めて表示しております。</p>

	<p>当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)</p>
	<p>(9) 「受入保証金」を新たに区分した上で、従来の「外国為替取引預り証拠金」を「受入保証金」に属する科目として区分掲記しております。</p> <p>(10) 従来、流動負債の「その他の流動負債」に含めて表示していた「預り金」及び「前受収益」をそれぞれ区分掲記しております。</p> <p>四半期連結損益計算書</p> <p>(1) 従来の「受取手数料」を「受入手数料」に科目名を変更した上で、「受入手数料」に属する科目として「委託手数料」及び「外国為替取引手数料」を区分掲記しております。</p> <p>(2) 新たに「トレーディング損益」並びに「トレーディング損益」に属する科目として「外国為替取引損益」及び「金融収益」を区分した上で、従来の「外国為替取引損益」のうち、トレーディングに係るものを「外国為替取引損益」に、金融収益に係るものを「金融収益」に含めて表示しております。</p> <p>(3) 従来、営業外収益に含めて表示していた「受取利息」を「金融収益」に含めて表示しております。</p> <p>これにより、従来の方法によった場合と比較して、営業利益が0百万円増加しております。</p> <p>(4) 「金融費用」を新たに区分した上で、従来、営業外費用に含めて表示していた「支払利息」を「金融費用」に含めて表示しております。</p> <p>これにより、従来の方法によった場合と比較して、営業利益が1百万円減少しております。</p> <p>(5) 営業収益より金融費用を控除した金額を「純営業収益」として表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1 有形固定資産より控除した減価償却累計額		1 有形固定資産より控除した減価償却累計額	
建物	14百万円	建物	9百万円
器具備品	65百万円	器具備品	26百万円

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在)	
現金・預金勘定	6,835百万円
現金及び現金同等物	6,835百万円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 318,540株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 0百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月17日 定時株主総会	普通株式	146	460	平成20年3月31日	平成20年6月18日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

外国為替証拠金取引事業の営業収益及び営業利益の金額は、全セグメントの営業収益の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

(有価証券関係)

著しい変動がないため、記載していません。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)

対象物の種類が通貨であるデリバティブ取引が、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

対象物の種類	取引の種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨	外国為替証拠金取引			
	売建	110,711	102,227	8,484
	買建	101,973	102,227	254
合計		-	-	8,738

(注)時価の算定方法 当第2四半期連結会計期間末の直物為替相場により算定しております。

前連結会計年度(平成20年3月31日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

対象物の種類	取引の種類	契約額等(百万円)	契約額等の内1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨	外国為替証拠金取引				
	売建	96,916	-	88,249	8,667
	買建	87,830	-	88,249	418
合計		-	-	-	9,085

(注)時価の算定方法 連結会計年度末の直物為替相場により算定しております。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

1. スtock・オプションに係る当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費・一般管理費の人件費 0百万円

2. 当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成20年9月29日 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員70名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 2,991株
付与日	平成20年9月29日
権利確定条件	付与日(平成20年9月29日)以降、権利確定日(平成22年9月29日)まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	自平成20年9月29日 至平成22年9月29日
権利行使期間	自平成22年9月30日 至平成26年9月29日
権利行使価格(円)	166,000
付与日における公正な評価単価(円)	28,000

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 2 四半期連結会計期間末 (平成20年 9 月30日)		前連結会計年度末 (平成20年 3 月31日)	
1 株当たり純資産額	25,258.49円	1 株当たり純資産額	22,741.34円

2 . 1 株当たり四半期純利益金額等

当第 2 四半期連結累計期間 (自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 9 月30日)		当第 2 四半期連結会計期間 (自平成20年 7 月 1 日 至平成20年 9 月30日)	
1 株当たり四半期純利益金額	2,987.11円	1 株当たり四半期純利益金額	2,082.90円
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額	2,844.40円	潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額	1,995.68円

(注) 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 2 四半期連結累計期間 (自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 9 月30日)	当第 2 四半期連結会計期間 (自平成20年 7 月 1 日 至平成20年 9 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益 (百万円)	950	663
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	950	663
期中平均株式数 (株)	318,172	318,411
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (株)	15,964	13,916
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第 8 回新株予約権 (新株予約権の数2,991個)。詳細は、「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	第 8 回新株予約権 (新株予約権の数2,991個)。詳細は、「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間
(自 平成20年7月1日
至 平成20年9月30日)

(吸収分割)

当社は、平成20年6月17日開催の第4回定時株主総会の承認に基づき、マネーパートナーズ分割準備株式会社との吸収分割を行い、平成20年10月1日をもって、持株会社体制へ移行いたしました。

この新体制移行に伴い、同日をもって、当社は商号を「株式会社マネーパートナーズ」から「株式会社マネーパートナーズグループ」へと変更いたしました。今後はグループ会社の経営管理・戦略立案等を行う持株会社としての経営に特化していくこととなります。

また、当社が従来営んでまいりました金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業並びに外国通貨の売買、売買の媒介、取次ぎもしくは代理及びその他これに付随する業務等を承継したマネーパートナーズ分割準備株式会社につきましても、同日をもって、「株式会社マネーパートナーズ」に商号を変更しております。なお、当該吸収分割につきましては、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

持株会社及び事業会社の概要は以下のとおりです。

1. 持株会社「株式会社マネーパートナーズグループ」の概要

(1) 商号

株式会社マネーパートナーズグループ

(2) 設立

平成17年6月10日

(3) 代表者

代表取締役社長 奥山 泰全

(4) 本店所在地

東京都港区六本木一丁目6番1号

(5) 資本金の額

17億4,959万円

(6) 事業内容

グループ会社の株式又は持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理

2. 事業会社「株式会社マネーパートナーズ」の概要

(1) 商号

株式会社マネーパートナーズ

(2) 設立

平成20年5月9日

(3) 代表者

代表取締役社長 奥山 泰全

(4) 本店所在地

東京都港区六本木一丁目6番1号

(5) 資本金の額

31億円

当第2四半期連結会計期間
(自 平成20年7月1日
至 平成20年9月30日)

(6) 事業内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業並びに外国通貨の売買、売買の媒介、取次ぎもしくは代理及びその他これに付随する業務等

(自己株式の取得)

当社は、平成20年10月30日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

決議の内容

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

(2) 取得する株式の種類

当社普通株式

(3) 取得する株式の総数

8,000株(上限)

(4) 株式の取得価額の総額

5億円(上限)

(5) 取得期間

平成20年11月11日から平成20年12月30日まで

(リース取引関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)					前連結会計年度 (自平成20年1月1日 至平成20年3月31日)			
所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っており、リース取引残高が前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められます。					リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び残高相当額					1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
器具備品	663	189	-	474	器具備品	664	122	541
ソフトウェア	326	166	-	159	ソフトウェア	326	133	192
合計	989	355	-	633	合計	990	256	733
2. 未経過リース料残高相当額等 未経過リース料残高相当額					2. 未経過リース料期末残高相当額			
1年内					1年内			
1年超					1年超			
合計					合計			
リース資産減損勘定の残高					-			
3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失					3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料					支払リース料			
リース資産減損勘定の取崩額					減価償却費相当額			
減価償却費相当額					支払利息相当額			
支払利息相当額					-			
減損損失					-			
4. 減価償却費相当額の算定方法					4. 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。					同左			
5. 利息相当額の算定方法					5. 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。					同左			

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月6日

株式会社マネーパートナーズグループ

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 梅津 知充 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 孝郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マネーパートナーズグループの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マネーパートナーズグループ及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。